

事業番号0649											
平成２９年度行政事業レビューシート（厚生労働省）											
事業名	婦人保護事業費負担金				担当部局庁	子ども家庭局			作成責任者		
事業開始年度	昭和３１年度	事業終了 (予定) 年度	終了予定なし		担当課室	家庭福祉課			成松 英範		
会計区分	一般会計										
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	売春防止法第40条第1項 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第28条第1項				関係する計画、 通知等	・人身取引対策行動計画2014 (犯罪対策閣僚会議(平成26年12月16日)決定) ・配偶者からの暴力及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針 (平成20年1月11日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号)					
主要政策・施策	少子化社会対策、男女共同参画				主要経費	社会保障					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	「売春防止法」(昭和31年法律第118号)に基づく、売春の未然防止と要保護女子等の保護更生を図ること、及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号。以下「DV法」という。)に基づき、配偶者等からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする。										
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	売春防止法及びDV法に基づき、都道府県が行う婦人相談所による一時保護(一時保護委託を含む。)に要する経費の負担を行う。 ・実施主体：都道府県、婦人相談所を設置する指定都市 ・補助率：5／10										
実施方法	負担										
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度要求				
	予算 の 状 況	当初予算	915	934	955	978	993				
		補正予算	4	4	-	-					
		前年度から繰越し	-	-	-	-					
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-					
		予備費等	-	-	-	-					
	計		919	938	955	978	993				
	執行額		894	882	847						
	執行率(%)		97%	94%	89%						
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)		97%	94%	89%						
平成29・30年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目		29年度当初予算	30年度要求	主な増減理由						
	婦人保護事業費負担金		978	993	・給与改定率の伸びによる人件費の増 ・消費者物価指数の伸びによる一般生活費の増 等						
	計		978	993							
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標		成果指標			単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
	-		-		成果実績	-	-	-	-	-	-
					目標値	-	-	-	-	-	
					達成度	%	-	-	-	-	-
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	-										

定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と26～28年度の達成状況・実績							
		当該経費は負担金であり、保護の対象者に応じて当然必要となる経費であるため、目標値の設定にはなじまない。			DV被害者など、要保護女子等の一時保護を適切に実施するための経費を負担することにより、要保護女子等の更正保護等を支援すること。 平成26～28年度において、「売春防止法」に基づく、要保護女子等の更生保護及び「DV法」に基づく、配偶者からの暴力被害者等の一時保護に寄与している。							
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 － 年度	目標最終年度 29 年度		
活動指標及び活動実績（アウトプット）	活動指標	一時保護延人員数	実績	百万円	894	882	847	－	－			
				目標値	百万円	919	938	955	－	978		
				達成度	%	97	94	89	－	－		
単位当たりコスト	算出根拠	単位あたりコスト＝X／Y X＝「当該年度執行額(円)」 Y＝「当該年度保護人員(人)」	単位当たりコスト	円/人	26年度	27年度	28年度	29年度活動見込				
				円/人	5,108	5,201	4,935	5,850				
				計算式	円/人	894,096,474 /171,896	882,187,857 /171,896	846,581,539 /171,547	978,004,000 /167,170			
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策評価	政策	児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること(Ⅵ－3)									
		施策	児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への更なる支援体制の充実を図ること(Ⅵ－3－1)									
		測定指標	定量的指標		単位	26年度	27年度	28年度	中間目標 － 年度	目標年度 － 年度		
			－	実績値	－	－	－	－	－	－		
				目標値	－	－	－	－	－	－		
			定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)						
			－	－	－	施策の進捗状況(実績)						
		本事業の成果と上位施策・測定指標との関係										
		売春防止法及びDV法に基づき、都道府県が行う婦人相談所による一時保護(一時保護委託を含む。)に要する経費の負担を行うことにより、保護体制の整備の促進を図るものである。										
		経済・財政再生アクション・プログラム	改革項目	分野:	－							
			(第一階層) KPI	KPI (第一階層)			単位	計画開始時 － 年度	28年度	29年度	中間目標 － 年度	目標最終年度 － 年度
				－	成果実績	－	－	－	－	－	－	
					目標値	－	－	－	－	－	－	
	達成度				%	－	－	－	－	－		
(第二階層) KPI	KPI (第二階層)			単位	計画開始時 － 年度	28年度	29年度	中間目標 － 年度	目標最終年度 － 年度			
	－		成果実績	－	－	－	－	－	－			
			目標値	－	－	－	－	－	－			
			達成度	%	－	－	－	－	－			
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係												
－												

事業所管部局による点検・改善					
	項 目		評 価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	本事業の目的は、売春防止法やDV法に基づき、DV被害者等の一時保護に必要な経費を負担するものであり、DV被害者等の身体・生命に関わる重要な施策であることから、国で負担する必要がある。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	売春防止法及びDV法に基づき、都道府県が支弁した費用のうち「5／10」を負担すると規定されており、また、DV被害者等の一時保護に必要な費用であり、DV被害者等の身体・生命に関わる施策であることから、重要性が高く、国が実施すべき事業である。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	売春防止法やDV法に基づき、DV被害者等の保護に必要な費用であり、DV被害者等の身体・生命に関わる施策であることから、優先度が高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-	
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約（企画競争）による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無			
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無			
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	売春防止法及びDV法に基づき、都道府県が支弁した費用のうち「5／10」を負担すると規定されており、国が実施すべき事業である。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	一時保護に要する必要な経費を負担するものであり、国として妥当な水準を設定している。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	交付要綱において、都道府県が行う婦人相談所の一時保護に要する経費を限定している。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		○	要保護女子等の人員が見込みを下回ったことから執行率が89%となったものである。	
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		-	-	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。		-	-		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		○	平成28年度において予算額955百万円に対して、執行額が847万円であり、執行率が89%であることから概ね成果目標に沿った実績であった。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	平成28年度において、当初見込み167,170人に対して、一時保護延人員171,547人であり、ほぼ見込みどおりとなっている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		○	婦人保護事業費負担金は、売春防止法及びDV法に基づき、都道府県が行う婦人相談所による一時保護（一時保護委託を含む。）に要する経費の負担を行うものである。婦人保護事業費補助金や婦人相談所運営費負担金とは事業内容、費目、使途が異なっており、適切な役割分担がなされている。	
	所管府省名	事業番号			事業名
	厚生労働省	0647			婦人保護事業費補助金
	厚生労働省	0648			婦人相談所運営費負担金
点検・改善結果	点検結果	本事業は、売春防止法及びDV法、人身取引対策行動計画に基づき、都道府県が、要保護女子等を婦人相談所により一時保護した場合の保護に要する費用を負担するものであり、DV被害女子等の身体・生命に関わる重要な事業である。 予算の執行率は平成26年度97%、平成27年度94%、平成28年度89%と高い割合で推移しており、また一時保護延人員も平成26年度171,896人、平成27年度171,719人、平成28年度171,547人という実績があり、DV被害者等の女性の保護を引き続き行うためにも、平成30年度以降も本事業を実施していく必要がある。			
	改善の方向性	今後においても、当初見込みと活動実績に乖離がでないよう留意し、継続して事業を実施していく。			

外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
一部改善の事業内容	不用額については、要因を分析し必要に応じて予算に反映させること。その上で、執行率の改善を図ること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	不用額については、地方公共団体からの交付申請額が当初の見込みを下回った等の要因があるが、毎年、入所状況等について各自治体に調査をした上で、予算要求に反映しているものであり、引き続き、当初見込みと活動実績に乖離が生じないように努めていく。					
備考						
本事業については「児童保護費負担金」と「児童保護医療費負担金」の2つの事業があり、その2つについては、要保護児童等を児童入所施設等に入所措置等を行った場合の児童に対する生活費等を支弁するものであることから、中身についても切り分けずに整理した方がより分かりやすくなるため、1シートにより作成している。						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	398	平成23年度	357	平成24年度	305	
平成25年度	666	平成26年度	670	平成27年度	681	
平成28年度	651					
資金の流れ (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位：百万円)	※平成28年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。					
	厚生労働省 847百万円 〔 交付申請書の内容審査、交付決定、負担金の確定等 〕 ↓ 【負担】 A. 都道府県(47か所) 婦人相談所を設置する指定都市 847百万円 〔 婦人相談所による一時保護の実施に係る事業の実施 〕					
費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.東京都			B.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	事務費	婦人相談所一時保護所職員の人件費及び管理費	26			
	一時保護委託費	配偶者からの暴力を受けた者の一時保護委託費	18			
	事業費	食料費、光熱水費、消耗品費等	18			
	同伴児童対応指導員雇上げ加算費	暴力被害者に同伴する児童に対して指導を行う職員の費用	2			
	夜間警備体制強化加算	夜間警備体制強化のための警備員の費用	2			
	心理療法担当職員加算	心理療法担当職員の費用	1			
	計		67	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	東京都	8000020130001	婦人相談所による要保護 女子等の一時保護	67	補助金等交付	-	-	-
2	大阪府	4000020270008	婦人相談所による要保護 女子等の一時保護	55	補助金等交付	-	-	-
3	神奈川県	1000020140007	婦人相談所による要保護 女子等の一時保護	44	補助金等交付	-	-	-
4	北海道	7000020010006	婦人相談所による要保護 女子等の一時保護	37	補助金等交付	-	-	-
5	兵庫県	8000020280003	婦人相談所による要保護 女子等の一時保護	34	補助金等交付	-	-	-
6	千葉県	4000020120006	婦人相談所による要保護 女子等の一時保護	27	補助金等交付	-	-	-
7	沖縄県	1000020470007	婦人相談所による要保護 女子等の一時保護	27	補助金等交付	-	-	-
8	福岡県	6000020400009	婦人相談所による要保護 女子等の一時保護	27	補助金等交付	-	-	-
9	埼玉県	1000020110001	婦人相談所による要保護 女子等の一時保護	23	補助金等交付	-	-	-
10	愛知県	1000020230006	婦人相談所による要保護 女子等の一時保護	22	補助金等交付	-	-	-

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック 名	契 約 先	法 人 番 号	業 務 概 要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者 数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1		-	-	-	-		-	-	-